

飛騨市ケーブルテレビ再整備事業の整備・運営事業者選定に係る  
公募型プロポーザル実施要項

## 1 趣旨

現在、飛騨市において山間地におけるテレビ難視聴対策として、また、民間の光通信サービスが提供されている地域との情報通信格差縮小対策としてケーブルテレビ施設を整備していますが、早期に整備された宮川町や河合町では、整備後15年以上経過し伝送路の老朽化が進んでいます。また、その後に整備された地区も含め計画的な設備更新を行う必要があります。

また、インターネット環境は、技術革新や設備の更新サイクルが非常に早いですが、行政が民間事業者のようなスピード感をもって最新設備への更新・設備増強などに対応することは、財政面からも非常に困難です。

これらを踏まえ、平成29年度に策定した「飛騨市情報インフラ整備基本構想」の基本方針に基づき、F T T H方式による再整備の設計施工を行い、整備後の運営維持管理を行う事業者を選定するものです。

この実施要項は「飛騨市ケーブルテレビ再整備事業の整備・運営事業者選定」について、事業者を選定するプロポーザル（公募型・企画提案）方式により公正かつ公平に実施することを目的に必要な事項を定めるものです。

## 2 飛騨市ケーブルテレビ事業概要

別紙（1）参照

## 3 再整備・運営の条件

再整備および運営の条件は、次に掲げる事項をすべて満たすものとします。

### （1）サービス提供エリアに関する事項 別紙2参照

- 現在の飛騨市ケーブルテレビのサービス提供エリアをすべてカバーすること。
- 加えて飛騨市全域（市民住居エリア）において、高速ブロードバンドサービスが享受できていないエリアもカバーすること。

### （2）再整備に関する事項

- 整備方式はF T T H方式とすること。
- 再整備した設備は、プロポーザルで選定された事業者（以下、「選定事業者」という。）の設備となるため、C A T V施設等を設置する上で必要な許認可の申請、届出（占用届、共架（添架）申請等）は、選定事業者の責において行うこと。
- 現在の飛騨市ケーブルテレビ設備（以下、「既存設備」という。）を利用して再整備することは可とするが、整備後に不要となる設備はすみやかに撤去・処分すること。なお、撤去・処分する施設については、市と協議すること。
- 国からの補助金（以下、「補助金」という。）の利用については、整備期間も含

め、適切に利用できる場合は利用可とする。ただし、整備期間延長や整備内容変更等による補助金額の不交付や減額となった場合でも、その不足分の財源補填は選定事業者が行うものとし、市は補填しない。

(3) 維持管理経費に関する事項

- 再整備後の維持管理経費について市は負担しません。

(4) サービス内容および利用料金等に関する事項

- 現行の飛騨市ケーブルテレビと同等以上のサービス提供を行うこと。
- テレビサービスの月額料金は、再整備後10年は現行水準とすること。ただし、採算上不可能な場合は現行水準でサービス提供するための条件を提示すること。
- サービス内容を複合した月額料金の場合は、各サービスの内訳を示すこと。
- インターネット接続サービスは、現行水準と同等以上の通信速度と利用料金の異なる複数のコースを設定し維持すること。
- 現在の飛騨市ケーブルテレビ加入者からは、新たな加入負担金や引込工事に係る費用を徴収しないこと。

(5) 自主放送番組に関する事項

- 飛騨市ケーブルテレビで放送している市議会中継等の自主放送番組は継続するため、市が制作または制作依頼した番組を放送できる自主放送チャンネルを伝送可能とすること。(自主放送チャンネルを放送するための諸条件を提案すること。)

(6) 飛騨市地域イントラネットに関する事項

- 飛騨市地域イントラネットは、飛騨市ケーブルテレビと同一の光ケーブルを利用している区間があり、再整備後も飛騨市地域イントラネットとして利用したいと考えているため、その利用方法について提案すること。

(7) 再整備(既存の不要施設撤去費含む)に係る費用総額に対する市の負担額

- 再整備に係る総事業の1/2以内で、6億円を上限とする。
- 市の負担金(以下、「負担金」という。)の支払い方法については市と協議して決定する。
- 国の補助金を利用した場合の支払いについては、補助金の要綱に準ずる。この場合における国補助額は市の負担額としないが、市の上乗せ補助額は、市の負担額とする。

(8) 飛騨市が行う申請業務の資料作成に関する事項

- 飛騨市ケーブルテレビ設備に係る補助金等の財産処分の手続きに関して、資料作成等の協力をする事。
- 河川、道路占用の廃止手続きに関する書類等の作成を代行すること。
- 電柱の共架(添架)の廃止手続きに関する書類等の作成を代行すること。

(9) 権利譲渡の制限等

- 20年間、第三者への事業譲渡または株式の譲渡は行わないこと。ただし、やむを得ない事由があり、市と協議し承諾を得た場合はこの限りでない。

- 万が一、10年以内に事業ができなくなった場合は、今回整備した設備を市に無償譲渡するとともに、加入者保護の観点からテレビおよびインターネット接続サービスが継続できる案を作成し、協議すること。
- 事業を停止する場合は、加入者がサービスを継続して受けるための案を作成し、停止する2年以上前に市と協議すること。

#### 4 応募資格等

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる事項を全て満たすものとし、複数の者で構成される共同企業体での参加は認めない。

- (1) 令和2年度飛騨市入札参加資格業者名簿に、令和2年9月10日現在登載されている者。
- (2) 放送法施行規則第2条第5号に定義する有線テレビジョン放送並びに放送法に規定する有線一般放送施設を利用する電気通信事業法第2条に規定する電気通信事業の事業実績があること。
- (3) 飛騨市または飛騨地域（飛騨市・高山市）に障害時等のサポート拠点（協力業者含む）を有していること。または今後有することができるよう検討すること。
- (4) 飛騨市から入札参加資格停止等措置要領の規定に基づく資格停止措置を、参加申込書提出時点で受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 法人税・都道府県税および事業税・市町村税に滞納がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項または第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項または第2項の規定による民事再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産開始の申し立てがなされていない者およびその開始決定がなされていない者。
- (11) 自己または自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、および次の①から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律。（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- ② 暴力団員。(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者。
- ⑤ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
- ⑥ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑦ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

## 5 スケジュール

項目	日程
参加申込受付 (実施要項配布)	令和2年 8月11日(火)～8月25日(火)
参加申込書提出期限	令和2年 8月25日(火)
質問表の受付期限	平成2年 8月11日(火)～8月20日(木)
質問表に対する回答期限	令和2年 8月24日(月)
審査書類提出期限	令和2年 9月10日(木)
1次審査結果通知	令和2年 9月14日(月)
プロポーザル審査会開催 (プレゼンテーション)	令和2年 9月18日(金)
選考結果通知・公表	令和2年 9月下旬(予定)
基本協定締結・業務開始	令和2年11月(予定)
実施設計 再整備工事 各種協議・手続き 地元(加入者)説明会	令和2年11月～令和5年 3月 ※詳細な日程については選定事業者との協議による。
選定業者による運用開始	令和5年 4月を予定

## 6 参加申込書等の提出方法

### (1) 提出書類

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出してください。

	様式	提出書類	部数	提出期限
1	様式1	参加申込書兼誓約書	1部	8月25日
2	様式2	法人概要書	1部	9月10日
3		定款(最新のもの)	1部	
4		完納証明書(最新のもの)	1部	

	様式	提出書類	部数	提出期限
5		法人登記簿謄本 (発行3ヶ月以内のもの)	1部	9月10日
6		経営状況審査資料 (直近実績3カ年分)	1部	
7	様式3	CATV事業実績調書	1部	
8		事業許可書の写し	1部	
9	様式4	企画提案提出書	1部	
10	任意様式	企画提案書	7部	
11	様式5	業務実施体制書	1部	

(2) 参加申込書兼誓約書、法人概要書等(提出書類1)の提出

- ① 提出期限：令和2年 8月25日(火)午後5時まで。
- ② 提出先：飛騨市 総務部管財課 情報システム係
- ③ 提出方法：持参または書留による郵送。(郵送の場合は配達証明付郵便に限る。)
  - ※ この公募型プロポーザルへの参加は、参加申込書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなします。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書(任意様式。代表者印の押印および辞退理由の記載は必須。)を提出してください。

(3) 法人概要書、企画提案提出書、企画提案書等(提出書類2～11)

- ① 提出期限：令和2年 9月10日(木)午後5時必着
- ② 提出先：飛騨市 総務部管財課 情報システム係
- ③ 提出方法：持参または書留による郵送。(郵送の場合は配達証明付郵便に限る。)

(4) 1次審査結果通知

1次審査結果通知は、令和2年 9月14日(火)までに随時、【様式1】参加申込書兼誓約書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

## 7 企画提案書の作成等

(1) 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の①～④とする。なお、作成にあたっては「3 再整備・運営の条件、8 提案項目」を考慮すること。

- ① 飛騨市ケーブルテレビ再整備事業の企画提案書
- ② 提案項目説明資料
- ③ 再整備計画工程表
- ④ 参考図面

(2) 提出書類の説明

- ① 飛騨市ケーブルテレビ再整備事業の企画提案書(A4サイズ)
  - ▶ 提示した提案項目に従い、内容を具体的に記述すること。

- 項目によっては、説明資料を別紙として作成することも可とする。
- 提案項目を全て網羅したオリジナルの説明資料も可とする。
- ② 提案項目説明資料（A4サイズ）
  - 上記①で別紙として作成した説明資料のこと。
- ③ 再整備計画工程表（A4またはA3サイズ）
  - 移行（再整備施設への切替）計画の考え方を記述すること。
  - 事業引継ぎ期間も含むこと。
- ④ 参考図面（A4またはA3サイズ）
  - 全体システム構成図
  - 幹線ルート図
  - 引込工事・宅内工事の概要図
  - その他事業内容を説明するために必要と思われる図面（任意）
    - ・なお、上記図面において、本事業で整備する施設・設備と、応募事業者が既に保有している施設・設備の区分が分かるように明示すること。
    - ・ネットワーク構成も明示すること。

## 8 提案項目

以下の項目については、7（1）①の提案内容に含めること。（必須事項）

- (1) 事業実施の基本方針
  - ① 再整備・運営事業者として応募した理由と民設民営化に対する考え方
  - ② 採算性の確保に向けた対策
  - ③ 自社事業を含めた当該事業の将来展望
- (2) サービス提供内容と料金
  - ① テレビ放送サービス
    - 提供チャンネルと月額料金
    - 議会中継等の自主放送の考え方と手法
  - ② インターネットサービス
    - 通信速度区分と月額料金
  - ③ 加入者の負担金等
    - 新規加入者の負担金額
    - 引込工事、宅内工事等の費用負担の考え方
  - ④ その他サービス
    - 加入者に有益な各種サービスと料金
- (3) 市に対して希望する支援
  - ① 再整備（既設の不要施設撤去費含む）に係る費用総額およびこれに対して希望する市からの負担金額とその根拠・考え方
  - ② 上記の他に希望する支援の内容と金額、その根拠・考え方

(4) 再整備・運営体制

- ① 再整備工事の実施体制および整備の進め方（スケジュール）
- ② 現加入者の円滑な移行の進め方
- ③ 施設の保守管理体制（障害発生時対応含む）
- ④ 各種問い合わせへの対応等、お客様サポート体制

(5) 現行施設の考え方

- ① ヘッドエンド設備等の運用
- ② 自主放送設備の運用と市へのチャンネル利用料金等の対応
- ③ 飛騨市地域イントラネットへの光心線および帯域利用の利用料金と考え方
- ④ 他事業者へ貸し付けている伝送路（光心線）の対応

(6) 新たな情報技術への対応

- ① 4K・8Kテレビ放送、インターネット10Gサービス、ローカル5Gなどへの対応に関する考え

## 9 質問票の提出および回答

(1) 質問方法

- ① 質問票（様式6）を電子メールで提出し必ず電話で着信確認してください。なお、フリーメールからの送信は受信できないことがありますので留意してください。

メールアドレス [jyoho@city.hida.lg.jp](mailto: jyoho@city.hida.lg.jp)

- ② 質問票の提出期限 令和2年 8月20日（木）午後5時まで。

- ③ 質問回答方法

質問の回答は、質問者を伏せて飛騨市ホームページ(<http://www.city.hida.gifu.jp/>)に掲載します。ただし、質問の内容により、この公募型プロポーザルの公平性を保てない場合には回答しないことがあります。なお、質問に対する回答は、実施要項等の追加または修正事項とみなします。

- ④ 質問の回答 令和2年 8月24日（月）午後5時までに回答します。

## 10 審査

(1) 審査方法

市が設置する「飛騨市ケーブルテレビ再整備事業の整備・運営事業者選定に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が定めた評価基準に基づき、審査委員会において、提出書類およびプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、各審査委員の得点の合計が高い者から順に最優秀者1者および次点1者を選定します。ただし、各審査委員の得点を合計した平均点が最高得点（200点満点）の6割未満の得点の者は選定しません。また、最高得点の者が同点の場合は、審査委員会において審査し、順位を特定します。

提案者が1者の場合も審査を実施し、各審査委員の得点を合計した平均点が最高得

点（200点満点）の6割以上の場合は、選定します。

市は、最優秀者の経営状況審査資料について、会計士等の財務精通者により将来にわたって事業運営が可能か否かの観点で調査を行います。経営状況調査結果と採点結果を総合的に勘案し、選定の可否を市長が最終決定します。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した者には、以下のとおりプレゼンテーション審査を行います。

- ① 実施日：令和2年 9月18日（金） 午後1：30から。  
※市の都合により日程変更の場合がありますのでご注意ください。
  - ② 出席者：業務実施責任者を含む3人以内とする。
  - ③ 内 容：企画提案内容の説明および質疑応答。
  - ④ 時 間：1者につき40分以内。（プレゼンテーション約30分、質疑約10分）
  - ⑤ その他：
    - ▶ プレゼンテーション審査は非公開とし、会場、時間等は別途連絡します。
    - ▶ プレゼンテーションには、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含まないこと。
    - ▶ 使用する備品等は、すべて提案者で用意してください。ただし、プロジェクター、スクリーンおよびコンセントは飛騨市で準備します。
    - ▶ プレゼンテーション審査は、原則提出書類に基づき行い、新たな配布資料は認めません。
- ※ 応募者多数の場合には、書類審査によりプレゼンテーション審査の参加者を3者程度に選定する場合があります。

(3) 審査基準

企画提案書等の評価項目、判断の着目点および配点は「評価項目一覧表」のとおりとします。

項目	評価の着目点	評価点					加重
		5点	4点	3点	2点	1点	
1 基本方針	① 民設民営化の取り組みを十分理解しているか	非常によく検討され実現性が高い	よく検討されている	検討されている	やや不十分	不十分	×2
	② 採算性の確保に向けた対策が検討されているか	非常によく検討され実現性が高い	よく検討されている	検討されている	やや不十分	不十分	
	③ 事業の将来展望について	非常によく検討され実現性が高い	よく検討されている	検討されている	やや不十分	不十分	
2 サービス内容・利用料金等	④ サービス内容は、現行以上の水準が保たれているか	かなり上回る	やや上回る	現行同等	—	—	
	⑤ 加入者に有益な新しいサービスを提供できるか	新たなサービス3つ以上	新たなサービス2つ以上	新たなサービス1つ以上	—	新たなサービスなし	×2
	⑥ テレビの月額利用料金の現状との比較	200円以上安価	100円以上200円未満安価	現行程度（±99円）	—	現行より100円以上高い	×2



項目	評価の着目点		評価点					加重
			5点	4点	3点	2点	1点	
3 再整備の事業計画および再整備後の運営体制	⑦	インターネットは1G以上の速度と複数料金プランが提供できるか	10Gを含む3プラン以上	5Gを含む3プラン以上	1Gを含む3プラン以上	—	—	×2
	⑧	新規加入者の加入金、引込工事費、宅内工事費の考え方	基準があり現行水準よりも安価	—	基準があり現行と同水準	—	基準が無い、または現行より高額	
	⑨	再整備工事の実施体制・スケジュール等具体的に実行可能な計画となっているか	非常によく検討され実現性が高い	よく検討されている	検討されている	やや不十分	不十分	×3
	⑩	再整備の計画内容が詳細に検討されているか	細部までよく検討されている	よく検討されている	それなりに検討されている	やや不十分	不十分	×2
	⑪	事業費は詳細かつ適正に見積もられているか	細部まで詳細に検討されている	詳細に検討されている	最低限必要な項目は計上されている	やや不十分	不十分	×2
	⑫	総事業費の多寡	最低金額者を5点、それ以外の応募者は5点に最低金額者の額を分子とし応募者の金額を分母とした係数（小数点3位以下切り捨て）を掛けた点数とする。					×2
4 市の関与および市に対する有益な提案	⑬	保守管理やお客様窓口など、再整備後の運営体制が検討されているか	非常によく検討され実現性が高い	よく検討されている	検討されている	やや不十分	不十分	×2
	⑭	市の負担額の多寡	最低金額者を5点、それ以外の応募者は5点に最低金額者の額を分子とし応募者の金額を分母とした係数（小数点3位以下切り捨て）を掛けた点数とする。				×3	
	⑮	市の負担割合とその根拠	根拠が明確かつ5割未満	—	根拠が明確である	—	根拠が不明確	×3
	⑯	負担金以外で市に希望する支援	負担金以外の支援希望なし	—	占用料の減免程度の支援	—	負担金以外に金銭の伴う支援を希望	
	⑰	議会中継等の自主放送・番組について具体的な方法が提案されているか	具体的かつ低コストで実現可能な提案	—	具体的かつ実現可能な提案	—	非現実的な提案または高コスト	
5 新たな情報技術への対応に関する提案	⑱	地域イントラネットや他事業者へ貸付している伝送路への対応に関する提案	具体的かつ実現可能な提案	—	実現可能な提案	—	非現実的な提案	×2
	⑲	4K・8Kテレビ放送、インターネット10Gサービス、ローカル5Gなどへの対応に関する提案	具体的かつ実現可能な提案	—	実現可能な提案	—	非現実的な提案	
6 運営事業者としての評価（応募者同士を比較して）	⑳	事業規模 ・契約数 ・サービスエリア等	複数の県で事業展開している	複数市町村（10以上）で事業展開している	複数市町村（5以上）で事業展開している	複数市町村（2～4）で事業展開している	単一自治体でのみ事業展開している	×2
	㉑	事業の継続性 ・資本金 ・決算状況等	事業継続性が十分ある	—	事業継続性がある	—	事業継続に不安がある	×2
	㉒	リスク管理 ・中継2重化 ・障害受付体制	リスク管理が十分できている	—	リスク管理がある	—	リスク管理が不十分	×2

評価項目一覧表（200点満点）

#### (4) 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日参加者全員に文書で通知するとともに、最優秀者および応募事業者数を飛騨市ホームページ(<http://www.city.hida.gifu.jp/>)上で公表します。  
また、結果に対する異議は一切受け付けません。

### 1 1 基本協定の締結

- (1) 市と選定事業者は、応募資格等の確約事項の遵守および提案内容の具現化と事業譲渡に向け、双方が協力して円滑な協議を実施することを目的に基本協定を締結します。
- (2) 基本協定締結に向けた協議に際しては、必要に応じ選定事業者の提案に対し修正を求めることができることとし、選定事業者は誠実に協議に応じなければなりません。
- (3) 基本協定の締結後、市と選定事業者は、詳細な再整備内容や市の支援等に関する協議、国県等関係機関との協議、地元説明等、再整備や事業譲渡後の管理運営に向け、必要となる各種協議や手続きを進めます。
- (4) 基本協定締結前に選定事業者との協議が不調となったときは、次点の者と基本協定締結に向けた協議を行います。また、選定事業者との基本協定締結後の各種協議において、諸条件等の合意がなされなかった場合、市および選定事業者は協定を解除することができます。

### 1 2 応募に当たっての留意点

- (1) 費用の負担  
応募の際に必要な費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出書類の変更の禁止  
提出された書類について、差し替えおよび再提出はできません。
- (3) 提出書類の取り扱い
  - ① 提出された書類は、飛騨市情報公開条例（平成 16 年条例第 14 号）の規定に基づき、個人情報等を除いて公開の対象となります。
  - ② 提出書類は、応募を取り下げされる場合を除き返却しません。
  - ③ 提出書類の著作権は、申請者に帰属します。
  - ④ 提出書類は、原則として審査委員会における審査および市が依頼する財務精通者による経営状況の調査に用いることとします。ただし、市が整備・運営事業者の選定等を公表する場合およびその他市が必要と認める場合は、申請書類の内容の全部または一部を無償で使用できるものとします。
  - ⑤ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
  - ⑥ 提案者から提供された従業員等の個人情報は、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いません。
  - ⑦ 個人情報の取扱いは、飛騨市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 15 号）に基づきます。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、その時点で失格とし選定対象から除外します。

- ① 必要な提出書類を期限までに提出しなかった場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 提出書類の受付日から基本協定締結までに「4 応募資格等」の要件を満たさなくなった場合。
- ④ 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。
- ⑤ その他、本実施要項に違反した場合。

1 4 その他特記事項

- (1) NHKの放送受信料（地上契約、衛星契約）は加入者の負担とします。なお、応募事業者において、当該受信料の団体一括支払いの取り扱いが可能な場合は、「提案項目」において提案してください。
- (2) 施設・設備状況で示した内容について、移転、改修等で現状が異なる場合は、現状を優先します。
- (3) 事業主体の変更に伴う放送法等の関係法令および占用許可等の各種手続きは、市および選定事業者の双方が必要な手続きを行うものとします。なお、手続きについて費用が発生する場合は、当該手続きを行ったものが負担することとします。
- (4) 再整備、事業譲渡後の各種占用許可等（電柱共添架、道路占用、河川占用、自営柱借地等）に係る使用料等の費用は、選定事業者の負担となります。
- (5) 市の土地および建物に設置している設備等について、引き続き使用する場合は、行政財産目的外使用許可申請の手続きにより使用許可を得た上で使用できます。
- (6) 応募事業者が無かった場合、または審査の結果、選定事業者が無かった場合は、本募集要項による再募集は行いません。
- (7) 募集要項に不備や修正があった場合、追加資料として市ホームページで公表します。その際には、追加資料も本要項の一部として取り扱うこととします。

1 5 担当課

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2-22  
飛騨市 総務部 管財課 情報システム係  
TEL：0577-73-7462（直通）  
メールアドレス：jyoho@city.hida.lg.jp